

利用者のために

1 調査の目的

農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係のある農産物、農業生産資材の価格及び賃金を把握し、その結果を総合して全国的及び地域的な農業物価指数等を作成することを目的としている。

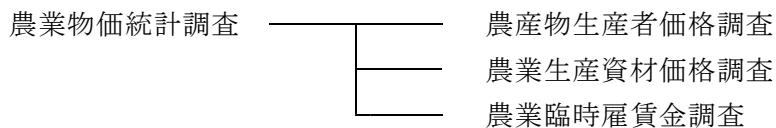
2 調査の根拠

調査は、「統計報告調整法」（昭和27年法律第148号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けた統計報告として実施した。

3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて行った。

4 調査の体系



5 調査の対象

(1) 農産物生産者価格調査

農産物出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、青果物・食肉卸売市場等）

(2) 農業生産資材価格調査

農業生産資材を販売する小売店等

(3) 農業臨時雇賃金調査

農業臨時雇を雇い入れた農家等

6 調査客体（選定方法）

(1) 農産物生産者価格調査

ア 調査都道府県

調査都道府県は、平成11・12年の青果物出荷統計、畜産統計等を用い、出荷量の多い都道府県から順次配列し、その累積出荷量が全国総出荷量の80%を超えるまでの都道府県とした。

イ 調査市町村

(ア) 農産物（野菜を除く。）の調査市町村は、調査都道府県において調査品目別に平成11・12年の青果物出荷統計、畜産統計等を用い、出荷量の多い市町村から順次配列し、その累積出荷量が当該都道府県の総出荷量の80%を超えるまでの市町村の中から、当該都道府県を代表するとみられる2～3市町村を選定した。

(イ) 野菜の調査市町村は、調査品目別に平成11・12年の野菜生産出荷統計等を用い、出荷量の多い市町村から順次配列し、その累積出荷量が当該都道府県の総出荷量の50%を超えるまでの市町村を確保することを目途に、1品目当たり上位6市町村を限度として選定した。

ウ 調査指定先

調査指定先は、調査市町村に所在する農産物出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、青果物・食肉卸売市場等）の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、かつ、農産物生産者価格が最も正確に調査できる出荷団体等を有意に選定した。

(2) 農業生産資材価格調査

ア 調査市町村

調査市町村は、県内農業地域ごとに農家の農業生産資材の購入事情を代表するとみられる市町村を有意に選定した。

イ 調査指定先

調査指定先は、調査市町村に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力をもち、当該市町村の農業生産資材価格を最も正確に調査しうる小売店等を有意に選定した。

(3) 農業臨時雇賃金調査

ア 調査市町村

調査市町村は、全国の市町村の中から雇用事例が比較的多い市町村を有意に選定した。

イ 調査指定先

調査指定先は、調査市町村に所在する農業臨時雇を雇い入れた農家等を有意に選定した。

7 調査期間

(1) 農産物生産者価格調査

ア 調査月

調査月は、原則として当該調査品目の出回り月とし、平成11・12年の青果物出荷統計、畜産統計等を用い、出荷量の多い月から順次加算したとき、その累積出荷量が全国総出荷量の80%を超えるまでの月とした。

イ 調査日

(ア) 農産物（野菜を除く。）の調査日は、毎月15日現在とした。また、野菜の調査日は、毎月5日及び15日とした。ただし、各調査日において調査不可能等の場合には、各調査日になるべく接近した日を調査日とした。

(イ) 特別な事情により、特定の品目の価格の騰落が著しい変動もしくは変動が想定され、(ア)で定めた調査日の価格が当該月の価格を代表するとみなせない場合にあっては、当該品目の調査日を5日、15日、25日とした。

(2) 農業生産資材価格調査

ア 調査月

調査月は、季節品目（出回り月が限られている調査品目）を除き、毎年1月から12月までとし、季節品目については、基準時（平成12年）の当該品目の出回り期間を考慮し定めた。

イ 調査日

調査日は毎月15日現在とした。

(3) 農業臨時雇賃金調査

ア 調査月

調査月は毎年1月から12月までとした。

イ 調査日

調査日は、毎月15日現在とした。

8 調査事項（項目）

(1) 農産物生産者価格調査

ア 調査品目

調査品目は、平成12年農業経営統計調査農業経営動向統計結果（全国販売農家1戸当たり平均）により、農家が販売する農産物総販売金額に対し、おおむね95%をカバーするまでの品目及び価格政策上重要な品目、131品目とした。

イ 調査銘柄

調査銘柄は、全国的な取引量を基に品目における代表性、調査の継続性等を考慮して指定した。

ウ 調査単位

調査単位は、各調査品目の全国を通じた通常の取引単位等を考慮して定めた。

エ 調査価格

調査価格は、農家が販売した農産物の販売価格からその出荷・販売に要した経費を控除した価格である。

(2) 農業生産資材価格調査

ア 調査品目

調査品目は、平成12年農業経営統計調査農業経営動向統計結果（全国販売農家1戸当たり平均）により、農業生産資材の総現金支出金額に対しおおむね1万分の1以上の現金支出金額をもつ品目及び価格政策上重要な品目、175品目とした。

イ 調査銘柄及び調査単位

調査銘柄及び調査単位は、農産物生産者価格調査に準じて定めた。

エ 調査価格

調査価格は、農家が購入する農業生産資材を販売する小売店等で実際に販売される平常の価格である。したがって、大量購入による値引き価格は調査対象としていない。

(3) 農業臨時雇賃金調査

調査の対象とする賃金は、農業雇用労働賃金（臨時雇の男・女）である。

9 調査方法

農林水産省職員の調査指定先に対する面接又は電話による聞き取りにより行った。

10 集計方法・計算式

(1) 平均価格（賃金）の算出方法

ア 農産物生産者価格調査

農産物の調査品目別平均価格は、月別及び年別にそれぞれ次の方法により算出した。

(ア) 月平均価格

都道府県別月平均価格は、調査市町村別価格を単純平均して算出した。

全国月平均価格は、この各都道府県別月平均価格に青果物出荷統計、畜産統計等による平成11・12年の該当月の都道府県別出荷量をウエイトとした加重平均により算出した。

(イ) 年平均価格

年平均価格は、全国、都道府県別ともそれぞれの月平均価格にそれぞれの月別出荷量をウエイトとした加重平均により算出した。

イ 農業生産資材価格調査

全国月平均価格は、調査市町村別価格を単純平均して各都道府県別平均価格を求め、これを単純平均して算出した。また、全国年平均価格は、この全国月平均価格を単純平均して算出した。

ウ 農業臨時雇賃金調査

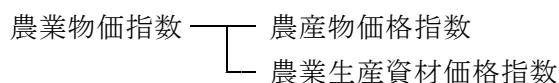
全国月平均賃金は、各調査市町村で調査した月別賃金を単純平均して算出した。また、全国年平均賃金は、この全国月平均賃金を単純平均して算出した。

(2) 指数の作成方法

ア 農業物価指数（平成12年基準）

(ア) 指数の編成

指数の編成は、次のとおりである。



(イ) 類区分

類区分は、農産物価格指数10大分類、農業生産資材価格指数12大分類とした。

(ウ) 指数採用品目

指数に採用する品目は、農産物123品目、農業生産資材151品目とした。

(エ) ウエイト

価格指数の算定に用いるウエイトは、次のとおりである。

a 年平均価格指数の算定に用いるウエイト

年平均価格指数の算定に用いるウエイトは、平成12年農業経営統計調査農業経営動向統計結果による全国販売農家1戸当たり平均を用いて、農産物については農産物販売金額から作成し、農業生産資材については、現金支出から作成した。

b 月別価格指数の算定に用いるウエイト

農産物の月別価格指数の算定に用いる類別ウエイトは、年平均価格指数の算定に用いるウエイトを年間を通じ固定して使用した。品目別ウエイトは、年平均価格指数の算定に用いる当該品目のウエイトを当該品目の年平均価格の算出に用いる月別出荷量ウエイトで比例配分した暫定ウエイトを作成し、次にそれぞれの類において年間固定した類別ウエイトを暫定ウエイトに比例して品目別に配分し作成した。なお麦類については11月から5月の期間に麦類すべての品目の出回りがないため、この期間は、年平均価格指数の算定に用いるウエイトを使用した。

農業生産資材の月別価格指数の算定に用いるウエイトは、年平均価格指数の算定に用いるウエイトを年間を通じ固定して使用した。

注：農産物の月別価格指数の算定に用いるウエイトは、農産物の品目別月別ウエイト（132ページ）に掲載した。

(+) 基準時及び基準時価格

ア 基準時

基準時は、平成12年（暦年）の1か年とした。

イ 基準時価格

基準時価格は、農業物価統計調査による12年の年平均価格である。

(+) 算式

指標の算式は、ラスパイレス式（基準時加重相対法算式）である。

価格指数（全国）

a 月別価格指数

(a) 品目別価格指数

$$I_{t u i} = \frac{P_{t u i}}{P_{0 i}} \times 100$$

$I_{t u i}$ … t年u月におけるi品目の価格指数
 (全国)
 $P_{t u i}$ … t年u月におけるi品目の価格
 (全国平均)
 $P_{0 i}$ … 基準時におけるi品目の価格
 (全国平均)

(b) 総合価格指数

$$I_{t u} = \frac{\sum_i I_{t u i} \cdot W_{u i}}{\sum_i W_{u i}}$$

$I_{t u}$ … t年u月における総合価格指数
 $W_{u i}$ … u月のi品目のウエイト
 (季節品目については、「キ 月別総合指標算出における季節品目の取扱い」参照)

b 年平均価格指数（全国）

(a) 品目別価格指数

$$I_{t i} = \frac{P_{t i}}{P_{0 i}} \times 100$$

$I_{t i}$ … t年におけるi品目の価格指数
 (全国)
 $P_{t i}$ … t年におけるi品目の価格
 (全国平均)

(b) 総合価格指数

$$I_t = \frac{\sum_i I_{t i} \cdot W_i}{\sum_i W_i}$$

I_t … t年における総合価格指数
 (全国)
 W_i … i品目のウエイト

(+) 月別総合指標算出における季節品目の取扱い

季節品目については各品目ごとに出回り期間内の月の価格のみを調査することとし、出回りのない月は以下のように取り扱った。

注：農産物及び農業生産資材の年総合指数算出にあたっては、出回り期間内の月の品目別価格のみを計算対象としている。

a 農産物価格指数

各品目ごとに出回りのない月はウエイトが0となるため指数計算から除外される。

ただし、麦類については、11月から5月までの麦類全ての品目の出回りがないため、この期間の各月については、品目ごとに、直近の品目別出回り期間の月別指数を年平均価格の算出に用いる月別出荷量ウエイトにより加重平均した指数を適用して、次の出回り期間まで保合（騰落無し）とし、月別総合指数算出に用いた。

b 農業生産資材価格指数

「種苗及び苗木」に属する品目については、直近の出回り期間の品目別月別指数を単純平均した指数、「賃借料及び料金」に属する品目については、直近の出回り期間の最終月の指数を、それぞれ出回りのない期間に適用して、次の出回り期間まで保合とし、月別総合指数算出に用いた。

イ 農業臨時雇賃金指数（平成12年基準）

(ア) 基準時及び基準時賃金

基準時は、平成12年（暦年）の1か年とし、基準時賃金は、12年の平均賃金（12年1月から12月の各月の単純平均賃金）である。

(イ) 算式

調査した1日当たり全国平均賃金（賄い費を含まない。）をそれぞれ基準時賃金で除して算出した。

11 目標（実績）精度

本調査においては、目標精度は設定していない。

12 用語の解説

(1) 農産物価格指数

農家が販売する個々の農産物の価格を指数化したものであり、類似した商品群ごとに10の類別にまとめて作成している。

(2) 農業生産資材価格指数

農家が購入する農業生産に必要な資材の小売価格を指数化したものであり、類似の商品群ごとに12の類別にまとめて作成している。

(3) 農業臨時雇賃金指数

農業における農業臨時雇の賃金動向を明らかにするための指数である。

(4) 農業交易条件指数

農産物と農業生産資材の相対価格関係の変化を示すものとして使用されており、農業生産資材価格指数（総合）に対する農産物価格指数（総合）の比率として算定する。

$$(\text{農産物価格指数 (総合)} / \text{農業生産資材価格指数 (総合)}) \times 100$$

13 統計表の見方等

(1) 記号について

統計表に使用した記号は、次のとおりである。

「-」：事実のないもの。

「…」：未調査、事実不詳又は当該品目が季節品目であり、当月が調査対象外である場合にこの記号を用いた。

「△」：負数を示す。

「0.0」：単位未満のもの（例：0.04→0.0）。

(2) 品目別平均価格について

品目別の平均価格は、指数算定上の基礎資料として作成しているもので、調査銘柄の変更に伴い価格の連続性が保てないこともあるため、利用に当たっては十分留意されたい。

なお、平成6年度以前については、年度（会計年度）平均価格である。

13 問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課 動向統計班

電話 代表 03-3502-8111 内線 2739

直通 03-3502-0954